

**(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する  
条例検討委員会 議事録**

1	会議の名称	第5回(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会		
2	会議の開催日時	令和元年9月6日(金) 午前10時～午前12時10分		
3	会議の開催場所	栗東市総合福祉保健センター 一集会室	公開の可否	㊦・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	福祉部 障がい福祉課	傍聴者数	2名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	/		
6	出席委員	樽井委員長・西垣委員・野田委員・堀内委員・仲川委員・滝口委員・岡本委員・中西委員・大橋(博)委員・新川委員・大橋(順)委員 (以上11名)		
7	会議の議事	(1) 条例案に対する意見の確認と検討		
8	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次第</li> <li>● 資料1: 条例素案全体に対する意見集約</li> <li>● 資料2: (仮称)栗東市手話言語条例(案)</li> <li>● 資料3: (仮称)栗東市手話言語条例に対する意見集約</li> <li>● 資料4: (仮称)栗東市障がい者のコミュニケーション支援に関する条例(案)</li> <li>● 資料5: (仮称)栗東市障がい者のコミュニケーション支援に関する条例に対する意見集約</li> </ul> <p>※資料1～5については内部資料のため非公開とします。</p>		
9	審議等の内容	別紙のとおり		



**(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する  
条例検討委員会 議事録**  
(令和元年9月6日(金)開催)

## 1. 開会

### 事務局

それでは、ただ今より第5回(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会を始めさせていただきます。

傍聴者の報告を、委員長よろしくお願いたします。

### 委員長

この会議は原則公開となっております。今回、傍聴希望者が2名おられます。「栗東市付属機関等の会議の公開に関する要領」に基づき、傍聴を認めます。

### 事務局

ありがとうございました。では、開会にあたりまして、委員長からご挨拶をいただきたいと思ひます。

### 委員長

本日は、公私ともにお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。前回まで、条例のあり方に関する重要な議論をいただきました。そして今回、中身についてのたくさんのご意見をいただいております、それについて慎重に議論をしてきたいと思ひます。限られた時間ではありますが、みなさまぜひ積極的なご意見を、よろしくお願いたします。

### 事務局

出席者の確認のため、樽井委員長より、順に右回りでお名前をお願いたします。

(順に自己紹介を行った)

本検討委員会開催にあたり、意思疎通支援者として手話通訳者2名、要約筆記者4名、盲ろう通訳介助者2名にお越しいただいております。どうぞよろしくお願いたします。

### 事務局

本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認を行った)

それでは、(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会設置要綱第6条により、これより委員長の進行で議事を進めていただきたいと思います。

## 2. 議事 (1) 条例案に対する意見の確認と検討

### 委員長

1つ目の議題として、条例案に対する意見の確認と検討を行います。

(検討委員会の進め方について確認を行った)

では、事務局から説明をお願いします。

### 事務局

前回の委員会で、(仮称)栗東市手話言語と(仮称)障がい者のコミュニケーション支援に関する条例、それぞれ独立した条例を制定していくという方向になり、市長、副市長に報告しました。市長も、一定の理解を示しております。また、これから始まる9月議会でも報告をさせていただきます。

内容の検討については、これからが大切になってきます。委員のみなさま、よろしく願いいたします。また、事前に多くのご意見を寄せていただき、ありがとうございました。条例の文言等に関する多くの修正案を出していただいているのですが、本市の条例の作り方にに基づき、法律用語等修正できない場合もございます。しかし、みなさんのご意見は、最大限生かしたいと思っております。

最初から完璧な条例を作ることは無理だと思っております。できないことまで、条文に盛り込むことはできません。条例制定後、施策を推進しやすくするために、柔軟に対応できる条例にしたいと考えております。世の中の状況もどんどん変化していきますし、その都度、環境の変化に応じて改正できるような条例を目指したいと考えております。

また、障がいの「がい」の表記ですが、法律や栗東市の要綱等は漢字表記になっておりますので、おそらくこの条例も漢字表記になるかと思えます。

では、資料の説明をさせていただきます。

(資料1：条例素案全体に対する意見集約 の資料説明を行った)

**委員長**

ありがとうございました。資料1に対して意見がありましたらお願いします。

無い様なので、私から1点。6番の「手話によるビデオ作成が必要である。」との要望ですが、この条例の性質上、パブリックコメントを行うにも、みなさんに理解していただく必要があり、手話によるビデオ作成というのは具体的な提案だと思います。実際に行う方向で、事務局で考えていただいているということで、よろしいでしょうか。

**事務局**

パブリックコメントにつきましては、ビデオ作成を具体的に考えております。

**委員長**

よろしくお願いします。

**委員**

10番について。「情報言語・視覚言語・聴覚言語、この三つを整理し、情報アクセスについて、もっと明確に整理する必要があると思います。」という意見について。情報言語という言葉は、私は初めて聞いたのですが、具体的にはどのような例があるのでしょうか。定義があるのか、もう少し説明をしていただくとありがたいです。

**事務局**

情報言語について、勉強不足で説明できず申し訳ないです。どなたか説明できる方、おられますでしょうか。

**委員**

基本的には、視覚言語と聴覚言語の2つをまとめて、情報言語と言います。簡単に言いますと、情報というのは、視覚的な情報と聴覚的な情報があります。視覚的な情報とは何なのか、聴覚的な情報とは何なのかを説明をすることが、総合的に言う情報言語の説明になります。2つの性質をきっちりつかんだ上で、3つの言葉の整理した方が良いのではと思います、意見を申し上げました。

**委員**

理解しました。

**委員長**

一旦次に進みたいと思います。

**事務局**

(資料2：(仮称)栗東市手話言語条例(案))

資料3：(仮称)手話言語条例(案)に対する意見集約の説明を行った)

**委員長**

(仮称)手話言語条例修正(案)についてのご意見をお願いいたします。

**委員**

様々な立場から、いろんな意見が出されたと思います。そしてそれに対して、事務局で丁寧にまとめて、報告をいただきました。ただ、この中でもう一度慎重に確認しなければならないと思う点が、いくつかあります。

まず一つ目が、ろう者という言い方についてです。第2条(1)にろう者の定義が書いてあります。これに沿って、他の条文の中にもろう者という言葉が出てきています。しかし、突然第10条(4)に聴覚障がい児という言葉が出てきます。このことに対し、違和感を持っております。事務局からの説明でもわかるのですが、突然聴覚障がい児というような言葉が出てくるのは、少し分かりづらいのではないかと思います。そのあたり全体の整合性を踏まえて、もう少しろう者の説明と、聴覚障がい児の表現を工夫し、検討が必要ではないかと思います。

**委員長**

事務局からお願いします。

**事務局**

そのあたりを、みなさまからご意見を頂戴しまして、まとめたいと思っています。現段階では、事務局提案の条文ですので、みなさまが納得いただける内容していけたらと考えています。第2条のろう者の定義と10条の整合性が図れていないというのご意見も分かりますので、どのように表現すれば良いのかというのを、議論いただきたいと思っています。

**委員長**

この条例の対象者、対象となる方が、聴覚障がい者・聴覚障がい児、ろう者・ろう児、この言葉の使い方が正しく使い分けられていないことで、どのような弊害があるのかを整理する必要があります。また、言葉の完璧な整理があるのかど

うかは分かりませんが、もしなければ、条例の趣旨が達成でき、対象者も漏れなくカバーできるようにしていくことが大事です。言葉一つで意味が違ってきてしまうのであれば、問題なので、そのあたりみなさんにご意見をいただきながら、整理が必要かなと思います。この場で結論までいけるか分かりませんが、意見がありましたら、ぜひお願いします。

#### **事務局**

ろう者の定義の中で、「聴覚障がい者」という表現をしておりますが、例えば「聴覚障がい児・者」とすると、第10条の(4)に聴覚障がい児が出てきても、整合性が図れるでしょうか。

#### **委員**

それであれば、例えば「聴覚障がい児・者」という定義の中で、難聴児・者、盲ろう児・者、ろう児者を分けて説明すると、具体的であるので、全体的に使いやすいのではないかと思います。そもそも、この定義を見たときに、ろう者があまりにも前に出てしまっているように感じました。ろう者の定義が、難聴者、盲ろう者を含む聴覚障がい者という総意とずれてしまうと思いますので、やはり条文で「聴覚障がい児・者」という表現にし、その中にろう児・者、難聴児・者、盲ろう児・者という風に分けて記載する、そのように説明をした方が社会全体の理解も得やすいのではないかと思います。ろう者、難聴者、盲ろう者という風に分けるのではなく、聴覚障がい者の総称を使って、それぞれの違いを丁寧に説明する方が、市民の理解が得やすいのではないかと思います。

#### **委員長**

今後の進め方ですが、今のご意見を参考にし、事務局で検討していただき、もう一度提示していただくのが良いと思うのですが、いかがでしょうか。

#### **事務局**

もしよければ、改めて個別に相談させていただいて、ご意見を頂戴してもよろしいでしょうか。事務局だけで考えるということではなく、そのあたりアドバイスや知識、言葉の使い方等を教えていただき、再度案として出したいと思います。

#### **委員**

今の意見に関して、ここにおられる難聴者、盲ろう者の方のご意見はいかがでしょうか。

#### **委員**

私もそのことを伝えようと考えていたところなので、同じ意見です。

#### **委員長**

では、慎重に進めていただくということで、よろしく願いいたします。次に、資料4・5についての説明を、事務局からお願いします。

#### **事務局**

(資料4：(仮称)栗東市障がい者のコミュニケーション支援に関する条例(案)  
資料5：(仮称)栗東市障がい者のコミュニケーション支援に関する条例に  
対する意見集約の説明を行った)

#### **委員長**

ありがとうございました。一つひとつの意見に対し、市の考えを丁寧に説明していただいていると思います。

1点、みなさんに確認です。事務局から、前文の「もどかしく」という表現について、盛り込むかどうかを確認したいと伺っております。委員の中から「わからない」「他の言葉に変えてほしい」というご意見がありましたが、事務局としては「物事が進まなくてじれったい、思うようにならずいらいらする、歯がゆい思いという意味も含ませたい」という案で出されております。確かに社会の環境の方がきちんと配慮されておらず、本当は意思をしっかりと持っているのに、なかなか伝える手段がなくともどかしいという状況は多々あると思いますので、入れていただければ思うのですが、よろしいでしょうか。

#### **委員**

事務局から説明をしていただき、「もどかしい」という言葉を使う目的は分かりました。ただ、ろう者の立場で考えたとき、「もどかしい」に合った手話表現というのが、なかなか難しいのです。手話表現の工夫が必要ではないかと思っています。また、「つらい想いをする」という部分の漢字について、想像の「想」の漢字を使っていますが、この漢字だと、想像するという意味になってしまうのではないのでしょうか。もどかしいということ「想う」ではなく、「思う」の漢字にの方がふさわしいと思うのですが、いかがでしょうか。

#### **事務局**

漢字の使い方として、「思う」の方がふさわしいのではと思います。変更したいと思います。

## 委員長

今のご意見で、修正お願いいたします。「もどかしい」の表現に関しては、意味合いは良いと思うのですが、手話表現がないということは、再考の余地があると思います。ご意見を踏まえて、もし他により良い表現があれば、ご意見をいただければと思います。この場で結論が出なければ、次回パブリックコメント前最終案に移る前に、事務局に意見をいただければと思います。他の点についてはいかがでしょうか。

## 委員

事務局で、いろいろな意見をまとめていただき、ありがとうございます。特に前文の部分については、手話言語条例と同じように分かりやすさを求めて考えていただいたと思います。しかし、やはり当事者の立場から申し上げますと、分かりにくいところがあります。

資料4の上から8行目の「また、見た目だけではわからないコミュニケーションにおける困難を感じている人もいる。」という一文について。この文章の場合、困難を感じているのは誰のことなのか、当事者のことなのか、当事者の周りにいる人のことなのか。また、感じるというのは、見た目だけでわからないコミュニケーションという意味なのか、コミュニケーションの困難、どちらの言葉にかかるのか、それが分かりません。つまり、この文章が非常に曖昧で、主語が誰なのかも分からない、また何を感じるのかも具体的に分かりません。私は、この部分を省いて、「コミュニケーションをとる上での配慮を講じることに困難を感じている人もいる。」という案を出させていただきました。事務局では素案の通りの案ということですが、もう少し分かりやすい文章で説明していただければと思います。

## 事務局

ご意見ありがとうございます。現段階で、この案を法務担当にも確認してもらっているところで、主語が分かりにくいという指摘もあります。そのあたり修正をかけ、明確にしていきたいと思っております。ご指摘いただいた部分については、反映させて、再度提示をしていきたいと思っております。

## 委員長

私から1点。複数箇所意見が出ているのは、努力義務に関する部分です。恐らく、みなさんも気になる大事な点だと思います。努力するという約束よりは、必ずやるという約束の方が確実に感じますよね。努力すると言っておいて、どこまで努力してくれるのかなという懸念は、この条例に限らずあると思います。ただし、事務局からの説明にあった予算のことがあります。また、法律や条例という

のは、言葉一つをとっても、すごく慎重に選んで作られていて、我々の日常感覚とは少し異なることから、時には私たちの感覚とずれることもあると思います。できれば努力義務ではなく、必ずやると書いて欲しいという思いはあるのですが、「努める」という表現にすることは、例規作成の専門の人に見てもらったことですので、ここは条文として適切な表現にしてもらうのが良いのではと思っています。条文案にもあるように、実際の運用実施していく段階に協議の場で、本当に努力しているのかどうかという点について、我々委員や市民がしっかりとチェックをして、見ていくことに尽きるのかなと思います。つまり、条例の文言としては「努めるものとする」というのが適切なのかなと思っています。

#### **事務局**

この場では、なかなか意見がないかもしれませんが、また持ち帰っていただき、細かい部分でも結構ですので、ぜひ意見を頂戴したいと思います。せっかく作る条例ですので、良い条例にしたいと事務局も思っております。みなさん、よろしく願いいたします。

#### **委員**

教育について盛り込んでいただきたいと思います。基本はやはり教育から始まるのではないかと思いますので、もう少し教育について盛り込んでいただきたいと思っております。

#### **事務局**

確認です。どちらの条例に対しての教育に対するご意見でしょうか。

#### **委員**

両方です。

#### **事務局**

分かりました。そのあたり、また事務局で検討させていただきまして、今のご意見についても、みなさまからのご意見を頂戴したいと思います。

#### **委員長**

次第3. その他 について事務局からお願いいたします。

## **2. 議事 (2) その他**

## 事務局

今回の検討委員会についてです。11月8日（金）10時から、栗東市危機管理センター防災研修室で開催したいと思います。その日がパブリックコメント等を進めるにあたってのリミットとなっておりますので、その日の開催でご理解いただきたいと思います。

（欠席者確認）

委員長、議事の進行ありがとうございました。開催案内については、また郵送させていただきます。

## 委員長

以上で、第5回検討委員会の議事を終了いたします。進行を事務局にお返しします。

## 3. 閉会

## 事務局

委員長、議事の進行ありがとうございました。また委員の皆様にも活発なご意見をいただきありがとうございました。

改めて、次回第6回検討委員会の日程についてお知らせします。

次回会議は 11月8日 金曜日 10時から栗東市役所内にあります、栗東市危機管理センター防災研修室にて開催させていただきます。開催案内は後日送らせていただきます。

本日は長時間のご協議、ありがとうございました。今後もよろしくお願いいたします。お気をつけてお帰りください。